

日本財団「職親プロジェクト」

採用の流れとポイント



■名称

職親(しょくしん)プロジェクト

■目的

職親プロジェクトは、企業の社会貢献活動と連携し、少年院出院者や刑務所出所者に就労体験の機会を提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯防止の実現を目指すものです。

■連絡先

日本財団 職親プロジェクト九州

電話 : 092-406-2446 (代表)

担当 : 原田 仲村

E-mail: a-harada@humanharbor.net

職親プロジェクト九州 HP: <https://sontokujyuku.com/nihonzaidan>



日本財団職親プロジェクト九州

この事業は日本財団の助成及び日本財団寄付型自動販売機の助成によって活動している事業です。

新たな一歩をふみだすために

これからの日本のために

事務局 一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾

住所：福岡県福岡市中央区渡辺通1-10-1 四十川ビル201号

電話：092-406-2446 Eメール：a-harada@humanharbor.net

職親プロジェクト九州が抱く想い

罪を犯した人が社会に戻り再び生きること = 更生（こうせい）

生き方を変えて社会に貢献できる人材になること = 甦生（こうせい）

罪を犯した人のなかにもやり直したい気持ちや後悔する気持ちはあります。

ただひとりで考えていても答えが出せないから、他に方法を知らないから再犯に至ってしまうことがあります。

職親プロジェクト九州における取組の中で一番大切にしていることは、気付けない考え方を「知り」「学び」「治す」こと。犯罪に手を染める人がダメな人なのではなく、今まで取り入れてきた学びや知識が偏っていたことに気づかせることで生き方が変わります。生き方が変われば周りの人からの評価も変わり、人生も変えられます。

忘れてはいけないのは、人は誰でも加害者になることもあれば被害者になることもあるということです。人間は社会の中で生きることを求める生き物です。

だからこそ、反省はひとりでも更生は周りの人との関りや社会との関りでしかできません。

明日は自分が加害者になるかもしれないことを心の片隅において、小さな社会から彼らを受け容れる活動を行っています。

目指す先にあるものは、

出所者・出院者に限らず、社会が躓きを経験した人を再び受け入れられる寛容さを取り戻すこと。そして人に受け入れてもらえない現実を他人のせいにはしない強い心を養うこと。

出所者・出院者の更生を助ける者として保護観察所・保護司・更生保護施設・協力雇用主等がありますが、職親プロジェクト九州としては、ひとつの機関だけの頑張りでは更生ができるとは考えていません。出所者・出院者の更生に関わる全ての機関が連携すること、彼らが帰る地域のひとりひとりがほんの少しずつ譲りあえることで彼らは更生し社会を平和にできると考えています。

職親プロジェクト九州の活動にご興味を持っていただけた企業様・個人事業主様や現在協力雇用主に登録されている企業様は、ぜひ職親プロジェクト九州事務局までご連絡をお待ちしております。法務省の掲げる【社会を明るくする運動】を一緒に広げ安心・安全な社会を広げていきましょう。

※入会には手続きが必要です。そんたく塾までお尋ねください

■目次

1. 採用活動について

①	企業登録	P.1
②	求人申込書の提出	P.1
③	求人票	P.1
④	求人票掲示	P.2
⑤	就労支援協力依頼(応募について)	
⑥	就労支援協力(職業相談・職業紹介)	
⑦	職業紹介(ハローワーク、企業との情報共有)	
⑧	書類受付	P.3
⑨	書類選考	P.3
⑩	書類選考結果通知の送付	P.3
⑪	面接日程の設定	P.3
⑫	面接	P.3
⑬	採用決定(内定)	P.3
			P.4

2. 採用決定後について

①	採用者(内定者)フォロー	P.5
②	受入れ準備	P.5
③	採用に向けた準備	P.6
④	採用	P.6
⑤	報告	P.7
⑥	マスコミ対応	P.87
	<参考資料>用語	P.87
			P.98

1. 採用活動について

※フローについては添付1をご覧ください。

① 事業所登録

- (1) 所定のハローワークで企業登録を行って下さい。その際、ハローワークに以下の点をお伝え下さい。
 - ・職親プロジェクトに参加
 - ・刑務所出所者等の採用希望
 - ・協力雇用主であること
- (2) 登録後、登録が終了したことを日本財団に連絡して下さい。

② 求人申込書の提出

- (1) 採用職種、配属先、資格、採用人数、求める人物像、採用条件(社員 or アルバイト、給与、福利厚生など)を決定し、ハローワーク所定の求人申込書(添付2)を作成して下さい。
- (2) 募集する少年院・刑務所を決定して下さい。
※募集対象施設の一覧表は、日本財団職親プロジェクトのホームページに記載されています。
- (3) 選考方法は、書類選考(履歴書と作文)と面接選考です。作文のタイトルや文字数、選考する方々を決定して下さい。
- (4) 登録先ハローワークに募集する少年院・刑務所と選考方法(書類と面接)を伝え、求人申込書を提出して下さい。
その際、募集期間など今後のスケジュールをハローワークと共有して下さい。
- (5) 求人申込書のコピーを日本財団に提出して下さい(PDFでの提出で結構です。)
- (6) 求人期間において、応募者が無かった場合は、求人期間の延長や再求人の時期を検討して下さい。

＜参考1＞社内体制の整備

- (1) 配属予定部署との打ち合わせを行って下さい。
 - ・職親プロジェクトの趣旨を共有して下さい。
 - ・配属先や求める人物像(適性や経験、資格など)のすり合わせを行って下さい。
- (2) 採用者が生活する住居を検討して下さい。
 - ・少年院・刑務所に入院・入所している人の社会復帰にとって、住居を確保することは極めて重要な事柄です。配属先や採用予定人数などを勘案しながら早期に見通しを立てて下さい。
 - ・採用者の住居として中間支援施設や社員寮、借上げ社宅などの準備をして下さい。住居の確保が難しい場合は、あらかじめ保護観察所に相談して下さい。
- (3) 会社全体として受入れ体制を整えて下さい。
 - ・会社全体で職親プロジェクトの趣旨、採用の目的、採用者との接し方を共有して下さい。

＜参考2＞協力雇用主登録

職親企業には、協力雇用主の登録が必要です。
登録手続等の詳細については、最寄りの保護観察所にお問い合わせ下さい。
参照：法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html

＜参考3＞事業所登録から求人申込書提出までの手続き、記載例

参照：厚生労働省ホームページ https://www.hellowork.go.jp/enterprise/job_offer.html

■以下、③～⑦については、法務省・厚生労働省の監督業務となり、企業が実施するものではない為、割愛致します。

- ③ 求人票
- ④ 求人票掲示
- ⑤ 就労支援協力依頼(応募者について)
- ⑥ 就労支援協力(職業相談・職業紹介)
- ⑦ 職業紹介(ハローワーク、企業との情報共有)
- ⑦ 書類受付

- ・矯正施設から応募書類(履歴書、課題作文、ハローワークの紹介状・応募にあたって)を受領して下さい。
 - ・応募書類は厳重に管理して下さい。
- ※非常に重要度の高い個人情報ですので、その後の採用手続きで得る応募者の情報を含め、取扱いには細心の注意をして下さい。

⑧ 書類選考

- ・矯正施設と相談しながら適宜進めて下さい。

⑨ 書類選考結果通知の送付

- ・書類選考結果通知を矯正施設及びハローワークへ送付してください。
- ・日本財団に対する書類選考の通知文書はメール(添付文書)の連絡で結構です。
- ・書類選考結果が不採用である場合は、その旨を記載した通知及び当該応募者の応募書類を矯正施設へ返送して下さい。

⑩ 面接日程の設定

- ・ハローワークと面接日、所要時間を調整して下さい。
- ※矯正施設との調整は、ハローワークが行います。
- ・ハローワークから面接日時連絡を受けて下さい。面接日時が決定したら、その旨を日本財団へ報告して下さい。

<参考3>面接準備

- ・面接者は質問内容、面接の進め方、選考基準等を共有して下さい。
- ・必要に応じて、面接者のトレーニングを行って下さい。

⑪ 面接

- (1) 志望動機、人物(仕事観や適性など)、職歴、犯歴など、必要と思われることを確認して下さい。
- (2) 職親プロジェクトの趣旨、とりわけ採用(内定)の後は、少年院出院者または刑務所出所者であることが、企業内でオープンとして取り扱われることについて、十分に説明して下さい。
- (3) 採用条件(例えば、業務内容、雇用形態(社員 or アルバイト)、給与、勤務地、勤務時間、休日、住居、会社側が用意するもの、福利厚生など)を伝え、応募者の意思を

確認して下さい。特に、住居については、多くの場合、採用に伴って当初予定していた住居(親族のもとなど)から変更されることが見込まれます。新たな環境で生活していく決意や心構えについては、あらかじめ丁寧に確認しておくことが大切です。

(4) 今後のスケジュール(結果の通知時期)を伝えてください。

(5) 質疑応答

(6) 内定が予定される少年の保護者と面談ができた場合は、職親プロジェクトの趣旨、出院後の住居の見通し(採用者を事件地に戻さない為の配慮)等を説明し、保護者の理解と協力が得られるよう努めて下さい。また、採用者の怪我や病気などに備えて、保護者と連絡先を共有しておいて下さい。

また、保護者の協力が必要なことがありましたら、この機会にお伝え下さい。

(7) 採用者が少年院・刑務所の入院・入所中に実施しておく必要があるものについて、矯正施設の担当者に説明しておいて下さい。

<面接時の注意点>

- ・応募者の緊張、不安を取り除く雰囲気づくりを心掛けて下さい。
- ・人権侵害や差別につながる質問(思想、信仰、支持政党、セクハラなど)はお控え下さい。

参照:厚生労働省ホームページ <http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>

<選考の継続を希望する場合>

- ・今後の選考方法(面接、文書)やスケジュールをハローワークに伝え、調整して下さい。

⑫ 採用決定(内定)

(1) 選考結果(合否)の通知文書をハローワーク及び矯正施設に送付して下さい。

2. 採用決定後について

① 採用者(内定者)フォロー

- (1) 採用者と定期的に面会や文通等を行って下さい。採用者の改善更生への意欲や社会に出て働く意欲を高めることに繋がります。
※ 出院・出所日(仮退院・仮釈放)までの期間が短い場合があります。
※ 面会時には、矯正施設の職員が立ち会うことがあります。

- (2) 採用者の出院・出所時の状況を確認し、受入れ準備を進めて下さい。
例) 衣類や所持金、身の回り品など
(季節に応じた衣類や所持金、身の回りの品を持っていない在院者・入所者が多いです。)

② 受入れ準備

- (1) 内定後速やかに、採用者、矯正施設及び保護観察所等と相談の上、帰住先候補(中間支援施設、社員寮、借上げ社宅、更生保護施設等)を決めて下さい。

※ 社員寮、借上げ社宅を帰住先候補とする場合は、一般に、職親企業の代表者を「引受人」に設定することになります。
※ 更生保護施設への帰住を希望する場合は、保護観察所に相談して下さい。施設の収容状況等により希望する施設に入居できないこともあります。また、当該施設の特徴や門限等の規則について、保護観察所を通じてあらかじめ承知しておいて下さい。

- (2) 帰住先候補と引受人が決まり次第、矯正施設に連絡して下さい。

- (3) 帰住先候補が決まると、保護観察所による生活環境の調整が行われます。保護観察所の保護観察官または保護司が帰住先や引受人のもとを訪問し、必要な調査・調整が行われますので、これに協力して下さい。調査・調整を経て、帰住先への帰住の可否が保護観察所により判断されます。調査・調整の結果、その帰住先が不相当と判断された場合は、新たな帰住先候補を探す必要があります。

- (4) 出院・出所後の帰住先(住所)の確保が、仮退院・仮釈放の検討要素の一つになります。なお、仮退院・仮釈放は、就職や帰住先以外の様々な要素も検討して決定がなされますので、職親プロジェクトの対象に内定したからといって、必ず仮退院・仮釈放になるわけではありません。

※保護観察所による調査・調整が行われる際は、上記①-(1)に記載した採用者との面会や文通の状況等についても、保護観察官や保護司に伝えて下さい。

(5) 社員寮や借上げ社宅などでの、生活環境を整えて下さい。

例) 寝具、下着、衣類、洗面用具、食器、家具、電化製品 など

(採用者は、自分で生活用品を用意するだけのお金を持っていない場合が多いです。)

(6) 職場環境を整えて下さい。

例) 制服、筆記用具 など

例) 携帯電話を貸与する場合は、採用者専用の電話を貸与して下さい。

③ 採用に向けた準備

矯正施設から、出院・出所日の連絡が入ります。

※採用者に対して出院・出所日を連絡することはお控え下さい。

(1) 出院・出所の当日

・出院・出所時には、矯正施設まで出迎えに行ってください。

※採用者の「親」として、温かく出迎えて下さい。

・採用者が保護観察に付されることとなる場合は、出所後ただちに指定された保護観察所への出頭が求められますので、可能であればその出頭に同行し、状況把握に努めて下さい。

・仮退院・仮釈放の期間中は、保護観察(保護観察官・保護司による指導や助言等)が付きまます。

・季節に応じた衣類や所持金、身の回り品など必要な物を確認し、対応して下さい。

(2) 特別な奨励金等について

・厚生労働省「トライアル雇用奨励金」について

「トライアル雇用奨励金」を申請する場合は、求人申込書の提出に先立ってハローワークに相談して下さい。

・法務省の協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金」について
就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金です。
詳しくは法務省のHPでご確認下さい。

④ 採用

(1) 就労体験開始

- ・採用者、社長、配属先上司等と面談やオリエンテーションを行って下さい。
- ・保護観察官や保護司は、採用者に対して定期的に生活指導や助言等を行います。また、必要に応じて採用者の就労状況等について、採用先企業にお話をお伺いする場合があります。
住居が更生保護施設の場合は、施設職員が毎日の生活指導等を行っていますので、就労状況等について、適宜、施設と情報共有をして下さい。
- ・日本財団は、定期的に「連絡会議」を開催します。就労状況を共有して下さい。

(2) 採用者が保護観察期間中に行方不明になった時の対応

- ・すぐに保護観察所または保護司に連絡して下さい。
- ・保護観察所が採用者の所在に関する調査を行います。
- ・採用者の所在が判明した場合、まずは保護観察所において、保護観察を継続させられる否かを判断します。
- ・保護観察が継続される見込みである場合、保護観察所と相談の上、採用者と面談を行い、雇用の継続の可否を検討して下さい。

⑤ 提出書類

企業⇒職親プロジェクト九州事務局

※就労状況報告書

別途雇用後にご説明いたします。

⑥ マスコミ対応

マスコミから取材の申込みがあった場合は、速やかに日本財団へ連絡して下さい。

※矯正施設は、報道機関から取材の依頼があったときは、まず取材依頼書、企画書等の文書の提出が求められます。また、取材を受け入れるに当たっては、原則として当該報道機関との間において、取材についての協定・協約を取り決めた書面を作成する必要があり、事前の調整期間が不可欠です。

※矯正施設入所中の採用者を含めての取材申込みがあった場合、矯正施設との調整は日本財団が行います。

※保護観察中(仮退院・仮釈放中)の採用者を含めての取材申込みがあった場合、速やかに保護観察所に連絡し、相談して下さい。

書式を変更: フォント: 12 pt, 太字 (なし)

書式を変更: フォント: 18 pt, 太字 (なし)

書式変更: 両端揃え, インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 2 字

＜参考資料＞用語

・引受人

出院者・出所者が社会に出てから立ち直れるように、物心両面にわたり更生に協力する意思を有し、住居等の生活基盤を提供できる人。

なお、本人の希望に基づき設定されたもので、法的な責任はない。

例) 矯正施設に収容されている間から、本人が出院・出所した後の生活環境を整える。

仮釈放等を許されて社会に出てきたときに、立ち直りを手助けする。

・協力雇用主

保護観察中の人の前歴等を理解した上で積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者。職親企業は、協力雇用主として保護観察所に登録していただきます。

・保護観察所

矯正施設収容中の人が釈放後に帰る場所の調査・調整等(生活環境の調整)をしたり、仮釈放等になった人に対する指導や助言等(保護観察)を行う法務省の機関。

・保護観察官

保護観察所で上記の業務に携わっている職員(常勤の国家公務員)。

・保護司

法務大臣から委嘱されたボランティア(非常勤の国家公務員、無報酬)で、保護観察官と協力して生活環境の調整や保護観察の仕事等にあたっている。

・仮釈放

地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に刑事施設から仮に釈放することをいう。

刑期が終わるまでの間は、保護観察が行われる。

・仮退院

地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に仮に少年院から出院することをいう。

収容期間が満了するまでの間は、保護観察が行われる。

・更生保護施設

犯罪や非行をした人のうち、帰る場所のない人達に対して宿泊場所や食事の提供、生活相談、就労支援、社会生活に適應させるための指導等を行う施設。

以上

書式変更: 結語, 左揃え, 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: 16 pt, 太字

書式変更: 両端揃え, インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字